

2023年度 東京工業大学基金奨学金

Rajalakshmi (ラジャラクシミ氏) 海外留学支援奨学金のご案内

東京工業大学では、創立 130 周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご家族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を用途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。東京工業大学では、ご寄附いただいた方々のご意志を尊重し、平成 24 年 3 月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始しました。

このたび、シンガポール在住のRajalakshmi氏からのご意向により、海外留学を希望する女子学生を支援する奨学金がRajalakshmi氏並びにその意に賛同されたご子息からのご寄附により創設されました。

1. Rajalakshmi海外留学支援奨学金設立の経緯及び目的

Rajalakshmi (ラジャラクシミ) 氏は、勉学に強い意欲はありながらも、ご自身が経済的な理由により、修学を諦めざるを得なかった状況を受け、異国である日本の数多くの大学の中から、本学の女子学生に対し、経済的な事情で修学を諦めることがないよう、世界へ羽ばたく希望を見出してほしいという意向から、海外留学を希望する女子学生を支援するRajalakshmi (ラジャラクシミ氏) 海外留学支援奨学金を設立致しました。

今回、Rajalakshmi氏のご子息から、本学にご連絡をいただき、お母様のご意向を受けながら、本奨学金設立にご尽力いただきました。

【Rajalakshmi氏からのメッセージ】

この奨学金の創設者であり寄附者として、私は、教育には国境はなく、学ぶ意思とその価値のある学生は皆、世界を探求し、視野を広げ、潜在能力を最大限に引き出す機会を与えられるべきだという確固たる信念を持っています。

Rajalakshmi (ラジャラクシミ氏) 海外留学支援奨学金の創設の主な目的は、海外での修学に純粋な

情熱を持つ、学業成績優秀な、潜在的リーダーシップ力がある女子学生に、財政的な支援を提供することであり、国際的な教育を求める意欲ある学生がしばしば直面する経済的負担を軽減することを目的としています。

この奨学金が、学生たちにとって、留学先で学術的な情熱を追求するための礎となり、新たな文化を探求し、自身の視野を広げ、彼らの選んだ分野で必要するスキルと知識を習得するための足がかりとなることを願ってやみません。

2. 応募資格・要件

授業料等不徴収協定に基づく派遣交換留学（以下「派遣交換留学」という。）により海外の協定校へ留学する学生であって、下記要件の全てを満たす者

- ① 留学時に本学に在籍する学生であり、人物、学業成績、語学力に優れ、心身ともに健康である者。女子学生に限る。
- ② 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- ③ 将来、海外留学で培った様々な経験を糧に、新たな価値を自ら創造し、社会貢献へと結びつけるべく積極果敢な意思を有する者
- ④ 2024年1月1日から2024年6月30日までの間に派遣交換留学を開始する者
- ⑤ 経済的に本奨学金の必要が認められる者
- ⑥ 海外留学に関する他の奨学金を受給しない者

3. 支給額

合計100万円

- 一時金： 20万円
- 支給月額： 20万円
(最大4か月まで)

4. 支給方法

- * 一時金は、派遣交換留学開始の1か月前までに指定された本人名義の国内銀行口座等へ振り込む。
- * 月毎の奨学金は、毎月の在籍確認が取れた後、指定された本人名義の国内銀行口座等へ振り込む。
- * 支給に係る手続き方法及び提出書類については、支給決定者に別途連絡する。

5. 採用予定人数

最大2名

6. 支給者の決定方法

派遣交換留学春出発合格者のうち本奨学金の受給を希望する者について、派遣交換留学応募書類、学内面接における評価及び学士課程成績に基づき、国際教育推進機構において選考・決定し、本人に通知する。

なお、採用後、留学期間・留学計画等の変更がある場合は、速やかにその旨を連絡すること。
変更内容によっては、再審査の対象となる。

7. 奨学金支給の停止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止する。

- ① 派遣交換留学による留学ではなくなったとき
- ② 退学もしくは転学し、又は除籍になったとき
- ③ 懲戒処分を受けたとき
- ④ 傷病等のため成業の見込みがなくなったとき
- ⑤ 学業成績又は素行が不良になったとき
- ⑥ その他奨学生として適当でない事実があったとき

8. 奨学金の返還

奨学生に奨学生として適当でない事実があった時は、既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

9. その他の支給条件等

- * 本学が実施する奨学生採用式に出席すること。詳細は、支給決定者に別途連絡する。
- * 派遣交換留学終了後に提出する「終了報告書」は、「奨学金受給終了報告書」として本学を通じて奨学金寄付者であるRajalakshmi氏へ提出するため、留学中の成果等について詳細に英語で作成すること。
- * その他の条件については、派遣交換留学生募集要項に基づく。

【連絡先】

学務部留学生交流課 交流推進第2グループ
Taki Plaza 地下1階
TEL:03-5734-7645
FAX:03-5734-3677
E-mail: hakenryugaku@jim.titech.ac.jp